

スミス租税論の検討—リカードウ『原理』体系との関連で

益永 淳(中央大学)

1. はじめに

(1) 本報告の目的

報告者：「穀物法と一国の租税支払い能力」という点からマルサス、マカロク、リカードウを考察

↓

スミスにさかのぼって穀物貿易政策が一国の租税支払基金（租税支払い能力）に与える影響に関する見解を可能な限り再構成し、リカードウに批判的に継承される論点を整理するとともに、それがリカードウの『原理』体系にいかんにか反映されていくかを考察する、という作業の「中間報告」を行うこと。

(2) (現段階での) 先行研究のおおまかな整理

① スミス租税論研究：産業資本（勤労諸階級）の立場からの分析 or 地主中心の政治体制の擁護論

前者の解釈：納富（1979）、西村（1981, 第4・5章）、稲村（2003, 242-256）

後者の解釈：渡辺（2001; 2002; 2007）

- ・ O'Donnell（1990）：価値と分配の理論という観点からのスミスに関する理論的研究

価値と分配に関するスミス理論の欠陥（穀物価格一定という仮定への固執、剰余理論を利潤率決定論に用いない）が最も現れる領域として、スミスの租税（と輸出奨励金）に関する分析に注目する（102-10）。

② 古典派財政論におけるスミス：階級論的解釈、スミス財政論の現代的評価、ヒュームの遺産への回答

- ・ リカードウの租税論を書く時に参考にした一連の文献
- ・ 池上（1999, 3-35）：「地方分権型財政システム」に収斂するものとしてスミスを含む財政思想史を分析
- ・ O'Brien（2004）：他の古典派経済学者らの所説と対比しながらの、スミス財政論の網羅的な整理
- ・ Dome（2004, chap. 3）：

スミス財政論＝「マクロ経済効果に関するサプライサイド的な見解」ととらえ、それを自由な商業社会と両立可能な財政制度をいかに構築するかという「ヒュームの遺産」へのスミスなりの回答と位置づける。

③ リカードウとの比較も念頭に置いたスミス租税論研究

- ・ Tullio（[1989] 1994）：スミスとリカードウの財政論を当時の現実問題とつなげて考察
- ・ 羽鳥（2002）：スミスとリカードウの租税転嫁論の比較→前者の論理構造の特徴を描き出す
- ・ 佐藤（2006, 第2章）：イギリス財政史やリカードウとの比較を絡めてのスミス租税論の丹念な分析

(3) 研究史との差別化

上記①と②⇒「一国の租税支払い能力」という点からスミスの議論の分析・再構成を行う
 上記③⇒スミス租税論（と穀物輸出奨励金論）批判がリカードウ『原理』体系にいかん反映されていくか
 ↓
 租税支払い能力からスミスの見解を整理 ⇒リカードウの租税支払い能力論へつながる論点を見出す

2. スミス租税論の概観

(1) 土地の地代にかかる税の転嫁・帰着

- ・地租：各地区を一定額の地代という形で評価し、その後はこの不変の評価に基づいて課税する
 ⇒ 「借地人」が前払い→地代の支払い時に租税分を地代から差し引く→最終的な負担者は「地主」
- ・地代税：地代の実際の増減に応じて租税を課す（←フランスのエコノミストによる支持）
 ⇒ 租税の帰着という意味では基本的に上と同じ（スミス：適切な行政制度のもとでは地租より望ましい）

(2) 地代にではなく土地の生産物に比例する税

- ・十分の一税：土地の生産物に対して一定割合の租税を課す

「農業者」による前払い→地代から租税相当分を差し引く→最終的な負担者は「地主」 ⇒ 「実際には地代に対する租税」（WN, pp.836-837 / 訳III, 238-239頁）

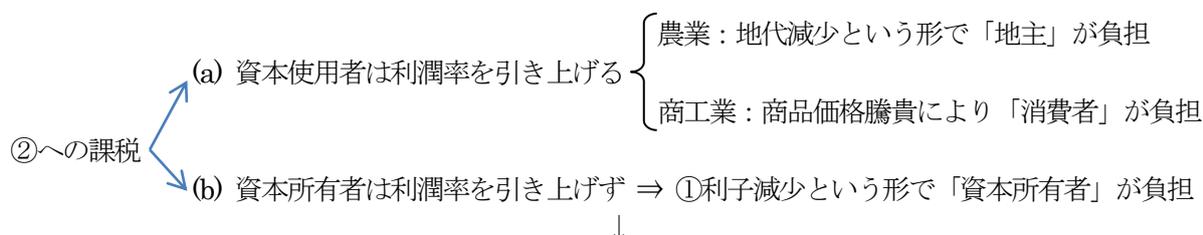
(3) 家屋の賃賃料（Rent）にかかる税

- ・家屋税：建物料（building rent）＋敷地地代（ground rent）から成る家屋の賃賃料に課税する

家賃税→家賃上昇→居住者は以前よりも劣る家屋で我慢する【一部は「居住者」（消費者）が負担】→最低ランク以外の家屋をめぐる競争の減少→最低ランクのものを除く家賃の低下【この低下分は「敷地の所有者」（地主）が負担（∵ 平均利潤が得られないと賃貸し・建売りをを行う資本家は他の部門へ移る）】

(4) 利潤または資本から生じる収入にかかる税の転嫁・帰着

利潤 or 資本から生じる収入＝①利子＋②利子以外の部分（資本使用に伴う危険と労苦に対する報酬）



(a)：特定部門の資本の利潤にかかる税→「地主」（農業）か「消費者」（商工業）が負担

(b)：あらゆる部門の資本の利潤にかかる税→「貨幣資本家」が負担する（利子に対する税）

(a)⇒なぜ農業と商工業で税の転嫁・帰着が異なるか？「農業資本の土地への“固定性”」（引用文①）

(5) 土地、家屋および資財の資本価値にかける税の転嫁・帰着

- ①死者から生者への財産の移転に対する租税 ⇒ 直接かつ終局的に「財産を譲られた人」にかかる
- ②土地売買に対する租税 ⇒ 「売り手」にかかる（売り手は売却の必要に迫られているが、買い手は違うから）
- ③新築家屋の売却への租税 ⇒ （建物のみ売却の時は）「買い手」にかかる（通常利潤が確保されねばならないから）
- ④古い家屋の売却への租税 ⇒ 「売り手」にかかる（②と同じ理由）
- ⑤敷地地代を生ずる土地の売却への租税 ⇒ 「売り手」にかかる（②と同じ理由）
- ⑥印紙税、借金の借用証書や契約書の登記に対する租税 ⇒ 「借り手」にかかる
- ⑦訴訟手続きにかかる⑥と同種の租税 ⇒ 「訴訟当事者双方」が負担する

(6) 賃金にかける税の転嫁・帰着

賃金への課税 【引用文②】 $\left\{ \begin{array}{l} \text{製造業の場合：賃金上昇→商品価格騰貴により「消費者」が負担} \\ \text{農業の場合：賃金上昇→地代減少という形で「地主」が負担} \end{array} \right.$

(7) 各種の収入に無差別にかけることを意図する税の転嫁・帰着：主として内国消費税と関税

- ・ 人頭税：自由人への人頭税→「本人」が負担、奴隷への人頭税→「奴隷の主人」が負担
- ・ 消費財にかける税 (Taxes upon consumable Commodities)：必需品税と奢侈品税に分けられる
↓
- ・ 製造必需品税：賃金上昇→税額よりやや高い製造品価格の上昇→最終的な負担者は「消費者」
- ・ 農業必需品税：賃金上昇→税額よりやや多い地代の削減→最終的な負担者は「地主」 【引用文③】
- ・ 奢侈品税：奢侈品価格の上昇→最終的な負担者は「消費者」
- ・ 関税：重商主義の流行で輸出に不利な輸出関税は次第に廃止され、一部商品には奨励金が与えられる

関税⇨国内消費向けの輸入（奢侈）品への税 →（貧民も負担するが）主に中流階級以上の「消費者」が負担

スミスは、「収入」ではなく「独占」目的で課されている多くの輸入品の関税を撤廃し、国内で広く消費され、大きな収入をあげると期待できる主要な輸入品に対する関税のみに限定するような行政機構の改革を主張しているが、その際に以下のような重要な主張を行っている。

「もしも、このように制度を変えても、公共の収入が少しも損失をこうむらないのなら、この国の貿易と製造業が非常に大きな利益を受けることは確かであろう。無税の商品が圧倒的に多くなるわけだが、そういう商品を扱う貿易は完全に自由になろうし、また、世界の至るところへの、世界の至るところからの貿易が、可能な限りの利益をあげつつ営まれるようになるだろう。こうした商品には、あらゆる生活必需品と製造業のあらゆる原料とが含まれよう。生活必需品の自由な輸入で、国内市場における必需品の平均貨幣価格が下がると、その限りでは、労働の貨幣価格も下がるだろうが、しかし、労働の実質上の報酬は少しも下がることはあるまい。貨幣の価値というものは、それでは買える生活必需品〔穀物 報告者〕の量に比例する。一方、生活必需品の価値は、それと引き換えに得られる貨幣量とはまったく無関係だからである。労働の貨幣価格が下がれば、必ず、それに伴って、あらゆる国内の製造品の貨幣価格が比例して下がるから、このために、国内の製造品はすべての外国市場でいくらか有利になるだろう。…我が国の職人のつくる品物が安いということは、彼らが国内市場を確保するだけでなく、外国市場を広範に支配することを保証するであろう。」（WN, pp.885-886 / 訳 III 325-326 頁、下線は報告者）

↓
必需品（穀物）の自由貿易推進原理としての連動的な議論 ⇨ リカードウによる批判（報告者の注目点）

上記引用文は、一国の租税支払い能力という観点からは極めて重要であり、その意味を十分に理解するためにはスミスの穀物輸出奨励金論（『国富論』第4篇第5章）を検討しなければならない。

3. スミスの穀物貿易政策論

(1) 穀物輸出奨励金が国内の穀物価格に及ぼす効果

豊作時：穀物輸出の促進→国内の穀物価格を高く保つ / 凶作時：（この種の奨励金が廃止されても）豊作時の余剰分はすでに輸出済み→備蓄量は限られている→国内の穀物価格は高くなりがち

↓

ゆえに奨励金は、豊作時・凶作時を問わず、国内の穀物価格を騰貴させる傾向をもつ。だが、奨励金によって影響されるのは「穀物の名目（貨幣）価格」であって、「穀物の真の価格」ではない。

「穀物の名目価格（nominal price）」の騰落：一定量の穀物と交換される銀（貨幣）の量で測られる

「穀物の真の価格（real price）」の騰落：一定量の穀物が維持・購買・支配しうる労働の量で測られる

↓

なぜ奨励金は「穀物の真の価格」に影響を与えないのか？ → 連動説を根拠とする

(2) （連動説に基づく）穀物輸出奨励金の一般的効果

「土地の原生産物のあらゆる他の部分の貨幣価格を規制することによって、それ〔穀物の貨幣価格 報告者〕は、ほぼすべての製造品の原料の貨幣価格を規制する。労働の貨幣価格を規制することにより、それは製造業の技能と勤労の貨幣価格を規制する。そして、両者を規制することにより、それは完成製造品の貨幣価格を規制する。労働の貨幣価格、そして土地または労働のいずれかの生産物であるあらゆる物の貨幣価格は、穀物の貨幣価格に比例して不可避免的に騰落するに違いない。」（WN, p.510 / 訳 II, 210-11 頁, 下線は報告者）

↓

奨励金→穀物の貨幣価格の騰貴→労働の貨幣価格の騰貴+他の原生産物（牧草・食肉・馬の飼育 etc）価格の騰貴による製造品の原料価格の騰貴・（国内流通の大部分の貨幣価格）→国産品価格の騰貴 **【引用文④】**

↓

大部分は国産品を消費する農業者と地主は、奨励金により名目所得は増加するが、その所得で購入すべき国産品の貨幣価格も上昇しているため、実質的な利益を得ない。また、労働の貨幣価格も上昇しているため、より多くの労働も雇用できない ⇒ ∴ 穀物輸出奨励金は農業を振興しえない

(3) 穀物輸出奨励金の真の効果＝「穀物の真の価値」の騰貴ではなく、「銀の真の価値」の低下

「奨励金の真の効果は、穀物の真の価値を高めるよりもむしろ、銀の真の価値を低下させること、あるいは、同量の銀でより少量の穀物としか交換できないだけでなく、穀物の貨幣価格は他のすべての国産諸商品の貨幣価格を規制するから、より少量の他のすべての国産諸商品としか交換できなくさせることである。」（WN, p.509 / 訳 II, 209-10 頁）

↓

一定量の穀物が維持・支配しうる労働の量＝「穀物の真の価格」の尺度 + 「穀物の貨幣価格」は労働の貨幣価格を規制するから、奨励金は「穀物の真の価格」を不変に保つ。他方、奨励金による「穀物の貨幣価格」の騰貴は、他の原生産物・労働・他の国産品の貨幣価格を騰貴させる（連動説）→銀（貨幣）の真の

価値（一定量の銀と交換される穀物の量、また連動説より一定量の銀と交換に獲得できる他の国産品の量）の低下を意味する。⇒ ∴ 穀物輸出奨励金→「穀物の真の価値」の騰貴ではなく、「銀（貨幣）の真の価値」の低下



同様の論理は穀物輸出奨励金の分析だけではなく、穀物輸入制限と穀物自由輸入の分析にも見出せる

(4) 穀物の輸入制限の効果＝「銀の真の価値」の下落

穀物輸入に対する保護関税や穀物輸出奨励金は、製造業者たちの同様な制度を大地主たちが真似たものと思われるが、《穀物》と《製造品》には本質的な違いがある（引用文⑤）。

① 外国製品に対する輸入制限 or 国産製品に対する輸出奨励金（WN, p.515 / 訳 II, 218-219 頁）

製造品の輸入制限 or 輸出奨励金 { 製造品の真の価格（一定量の製造品が維持・雇用できる労働の量）の騰貴
製造品の名目（貨幣）価格（一定量の製造品と交換される銀の量）の騰貴



一定量の製造品と交換にヨリ多くの労働を雇えるから、この種の政策は国内製造業の振興につながる

② 外国穀物に対する輸入制限（国内市場の独占） or 国産穀物に対する輸出奨励金

穀物の輸入制限 or 輸出奨励金 { 穀物の真の価格（一定量の穀物が維持・雇用できる労働の量）は不変
穀物の名目（貨幣）価格（一定量の穀物と交換される銀の量）の騰貴



一定量の穀物と交換にヨリ多くの労働を雇えないから、この種の政策は国内農業を振興しえないし、連動説により、（耕作地の）農業者・地主の富や所得を実質的に増加させえない。さらに、穀物の貨幣価格の騰貴は労働と他の国産品価格をも騰貴させる（連動説）から、製造品輸出を不利にして製造業を阻害する。

(5) 穀物の自由輸入の効果＝「銀の真の価値」の上昇

「もし輸入がいつでも自由であるなら、我が農業者と農村の大地主たちは、おそらく、年々平均してみると、彼らの穀物と引き換えに、輸入が大抵の時期に事実上禁止されている現在よりも、わずかの貨幣しか取得しないであろう。しかし、彼らが得る貨幣の価値は現在の貨幣の価値よりも大きくなって、他のあらゆる財貨をそれだけ余計に買い、また労働をそれだけ多く雇用するであろう。それゆえ、現在より少量の銀で表示されることはあっても、彼らの真の富、彼らの実質収入は、現在と同一であろう。そして、彼らが、現在作っているだけの穀物を作れなくなったり、作る気を挫かれてしまったりすることはないだろう。反対に、穀物の貨幣価格が低落した結果としての銀の真の価値の上昇は、他のあらゆる商品の貨幣価格をいく分か低下させるので、この銀の真の価値の上昇が生じた国の製造業を全外国市場で多少有利にし、それによって、その製造業を奨励し発展させる傾向がある。」（WN, p.535 / 訳 II, 251-252 頁, 下線は報告者）



穀物の自由輸入→穀物価格の下落（農業者・地主の貨幣所得減少）→労働と他の国産品価格の下落（＝銀（貨幣）の真の価値〔一定量の銀と交換される穀物の量、また連動説より一定量の銀と交換に獲得できる他の国産品の量〕の上昇）→農業者・地主の実質所得不変【≠農業部門縮小】＋製造品価格の低下による輸出拡大【＝製造業部門の振興】



以上のスミスの議論をふまえて、一国の租税支払い能力に関するスミスの見解の再構成を試みる

4. 穀物貿易政策論の一国の租税支払い能力への含意

(1) 穀物貿易政策の地代への影響

地代 = 土地生産物 (の価格) 【A】 - 投下資本を利潤とともに回収するのに必要な生産物 (の価格) 【B】

↓

A>B となって地代が発生するか否かは「需要」に依存する (WN, p.161/ 訳 I, 243 頁)。その意味で地代の高低は、価格の高低の「結果」である (WN, p.162/ 訳 I, 244 頁)。

↓

以上のことをスミスの穀物貿易政策論に当てはめて考えると…

穀物輸出奨励金 → (外国市場での) 「需要」増加 + (輸出増加に伴う) 穀物の国内供給減少 → 穀物価格の騰貴 + 労働と他の国産品価格の騰貴 (= 銀 (貨幣) 価値低下) 【(耕作地の) 貨幣地代増加 + 実質地代不変 (農業 = 中立) + 製造品輸出阻害 (製造業 = 不利) ⇒ 国富増加せず】

穀物自由輸入 → (国産穀物への) 「需要」減少 → 穀物価格の下落 + 労働と他の国産品価格の下落 → 銀 (貨幣) 価値上昇 【(耕作地の) 貨幣地代減少 + 実質地代不変 (農業 = 中立) + 製造品輸出促進 (製造業 = 有利) ⇒ 国富増加】

↓

穀物価格の騰落は (耕作地の) 実質地代を変動させない。つまり、穀物貿易政策 (輸出奨励金・自由輸入) のあり方は、地主の境遇にも一国の農業にも実質的な影響を与えない 【ただし、穀物輸入制限のみ「生活必需品税」と同じ効果【穀物輸入制限・必需品税 → 貨幣賃金上昇 → (農産物の場合) 価格不変・地代減少 or (製造品の場合) 価格上昇】をもつならば、上記2つの政策とは区別する必要があるのか? (引用文⑥)】

↓

以上をふまえると、スミスの見解は大体次のように再構成できるのではないか (詳細は以下で述べていく)

- ① 製造業とは異なり、重商主義政策 (特に輸出奨励金) は農業の振興に役立たない
- ② 逆に重商主義政策さえなければ、農業投資を起点とした富裕増大 (資本投下の自然的順序) を実現しうる
- ③ 穀物自由輸入は (少なくとも) 農業生産を縮小させず、(輸出市場拡大による) 商工業発展をもたらしうる
- ④ こうした富裕の実現は、(年々の労働生産物を尺度とする) 一国の租税支払い能力の増加にもつながりうる

(2) 富の創造としての地代

第1篇第11章 { 地代は価格の「原因」ではなく「結果」 ⇒ 地代：消費者から地主への収入の移転
(鉱山ではなく食料生産地の) 地代は「絶対的肥沃度」に依存 ⇒ 地代：富の創造

↓

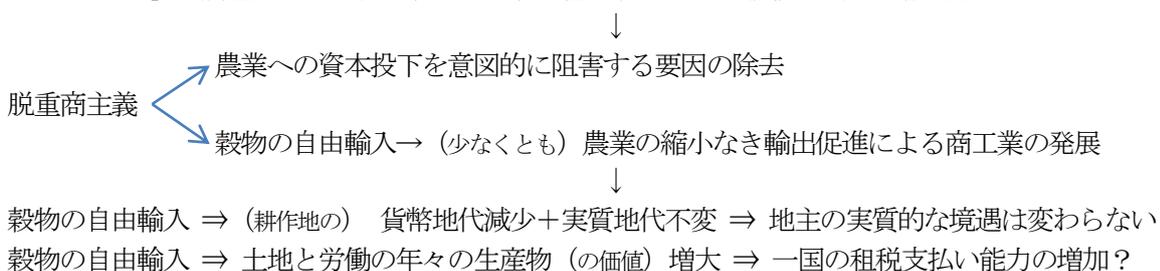
同じ程度の耕作で最優等地からとれる小麦よりもずっと多くの収穫が見込める食物 (米・じゃがいも) の場合、「地主の地代、つまり賃金を支払い、農業者の資本を通常の利潤とともに回収した後に地主の手許に残る剰余分」は、(小麦の場合よりも) はるかに大きく、「この大きい剰余分はつねにより多量の労働を維持しうる」から、「彼の地代の真の価値、つまり彼の実力と権威、他の人々の労働が彼に提供しうるべき生活必需品と便宜品に対する彼の支配力」は、小麦畑の地主よりもずっと大きい。(WN, pp.175-176/ 訳 I, 265-266 頁)

↓

地代 = 土地の絶対的肥沃度に比例するという認識は、『国富論』第2篇第5章にもみられる

「等量の資本で、農業者の資本ほど多量の生産的労働を活動させるものはない。ここでは、労働する使用人ばかりか労働する家畜も、生産的労働者である。そのうえ、農業では、自然も人間と並んで労働する。そして、自然の労働には何の経費もかからないけれど、その生産物は、最も経費のかかる職人の生産物と同じように、価値をもつのである。…したがって、農業に用いられる労働者と役畜は、製造業における職人のように、自分自身の消費に等しい価値、言い換えると彼らを雇用する資本に等しい価値を、その資本の所有者たちの利潤とともに再生産するばかりでなく、いっそう多くの価値の再生産を可能にするのである。彼らは規則的に、農業者の資本とその全利潤の他に、それ以上に地主の地代の再生産をも可能にするのである。この地代は、このような自然の力の産物とみなすことができるのであって、この力の使用を、地主は農業者に貸し付けるのである。この地代は、そうした力の想像される大きさにしたがって、言い換えると、土地の想像される自然的豊度や改良された豊度にしたがって、大きくもなれば小さくもなる。それは、人間の所産とみなすことのできるすべてのものを控除または補償した後に残る自然の所産なのである。…したがって、農業に用いられる資本は、製造業に用いられるどんな等量の資本よりも、いっそう多量の生産的労働を活動させるばかりか、それが用いる生産的労働の量に対する割合の点でも、その国の土地と労働の年々の生産物に、すなわちその国の住民の真の富と収入に、はるかに多くの価値を付加するのである。」(WN, pp.363-364 / 訳 I, 568-569 頁, 下線は報告者)。

- ・「自然の労働」→農業への投下資本が生み出す価値>製造業への同額の投下資本が生み出す価値→地代
- ・地代=土地の絶対的肥沃度に比例する
- ・「自然の力」の所産である地代は、事実上、一国の富・収入・価値の新たな創造とみなされる



③ スミスにおける「一国の租税支払い能力」

租税が終局的に支払われる基金: 「年々の生産物の価値」「一国の土地と労働の年々の生産物」(引用文⑦)
 すべての租税 ⇒ 地代、利潤、賃金の部分から支払われる (WN, pp.70, 825 / 訳 I 89-90 頁, 訳III 220 頁)

④ スミスの総収入・純収入論 (引用文⑧)

「総収入」=賃金+利潤+地代【⇒ 一国の土地と労働の年々の生産物 (総生産物)】

「純収入」=総収入-固定資本の維持費-流動資本の維持費

固定資本の維持費: 固定資本の修理・維持に必要な原材料+その原材料の生産に使用された労働への報酬

流動資本の維持費: 金銀の一定量+地金を貨幣に鑄造するのに必要な労働の一定量 (貨幣の維持費)

↓

スミス: 租税支払い能力は「総収入」(賃金+利潤+地代) に依存→リカードウの批判 (一定の先行研究の存在)

⑤ 一国の租税支払い能力の尺度: 総収入 or 純収入

① ホランダール説

- スミス
- (a) 成長 or 蓄積を論ずる際の「純収入」：利潤+地代（前払い資本としての賃金）
 - (b) 第2篇第1・2章で国民所得を論ずる際の「純収入」：〔生産的労働者の〕賃金+利潤+地代

↓
スミスは前者の純収入を「被課税能力」の尺度とし、しかもその際に「慎重にも地代と利潤だけでなく、生存費をこえる賃金も考慮に入れるべきだと指摘している」（Hollander 1973, p.204 n.50 / 訳 297 頁 注 50）。

↓
この立場は『原理』第3版のリカードウの立場と基本的に一致する。だが、スミスを後者の純収入のみで理解したリカードウは、スミスが租税支払い能力を「総収入」で測っていたと解釈することになった。

↓
ホランダ自身は租税支払い能力を総収入に関連づけるスミスの所説を次のように解釈する **引用文⑨**

「与えられた（完全雇用の）労働力の場合」、(a)の極大化の望ましさについて語ろうが、(b)の極大化の望ましさについて語ろうが、それは重要な問題ではない。なぜならば、この場合、(a)蓄積＝労働需要の増大は「失業者の雇用（生産的労働力の増加）」ではなく、「1人あたりの賃金上昇＝生存水準以上の賃金（最終的には総人口の増加）」によって、「1人あたり所得の増加×（当面は）人口一定」という形での(b)の意味での国民所得の増加が実現されるから。

② ドップ説 (Dobb 1973, pp.62-64)

例：穀物 20 単位の資本（10 単位の種子〔穀物〕 + 10 単位の生存賃金〔穀物〕）⇒ 40 単位の総生産物（年収穫量）

- (a) 重農主義者、リカードウ、マルクスの「純収入」
⇒ 穀物 20 単位（総生産物 40 単位－翌年分の種子&生存賃金 20 単位＝〔地代を含む〕利潤）
- (b) スミスの「純収入」
⇒ 穀物 30 単位（〔地代を含む〕利潤 20 単位＋労働者の賃金 10 単位＝〔生産的労働者の〕賃金+利潤+地代）

↓
スミスの「純収入」概念(b)には賃金も一応含まれていたが、「純収入」を(a)の意味に解するリカードウは、スミスは一国の租税支払い能力を「総収入」に関連づけたと解釈して批判した。

③ オドンネル説 (O'Donnell 1990, pp.27-8, p.29, pp.35-8, pp.51-2, p.212, pp.215-6)

- ・スミスの「総収入」（「年々の生産物」）
⇒ 年間に生産される財の全部→最終財に加えて中間財も含む≠総付加価値 or 国民所得
- ・スミスの「純収入」
⇒ 『国富論』第2篇第2章の定義では「純収入」は賃金を含む。他方、『国富論』第2篇第3章で蓄積を論じる際には、スミスは重農主義者、リカードウ、マルクス的な「純収入」or 剰余概念（利潤+地代）を有していた（→Dobb 批判）

↓
この限りでスミスには剰余理論があったが、彼は剰余の額（amount）に関心を向け、それを利潤率の決定理論（分配理論）に用いなかった（→価値・価格理論の不確定性（indeterminacy）。その結果としての Adding-up Theory）

引用文⑩

上で整理したスミスの所説に関して試験的に一国の租税支払い能力と結びつけて考えると、どうなるか？

(6) 一国の租税支払い能力に対する穀物価格変化の影響：租税論の論理と連動説の論理

① 租税論の論理（特定利潤税・賃金税・必需品税→（農業）商品価格不変・地代圧縮+（製造業）商品価格上昇）

穀物の自由輸入→穀物の貨幣価格の低下→労働の価格の低下→製造品価格の低下【=銀（貨幣）価値の上昇】
→輸出促進。この時、≪年々の労働生産物の価格（商品の価格総額）≫は減少する→租税支払い基金の減少？

また（賃金を含むかどうかは考えず）穀物の自由輸入の純収入への影響をみると、この時、労働の価格の低下
→（農業）商品価格不変・地代増加、とはならないのか？また、租税論の論理から推論すると、穀物の自由
輸入は（結局は銀（貨幣）価値の上昇に帰着するから）利潤額は減少するが利潤率は不変に保たれるのか？

↓

穀物の自由輸入	{	穀物・労働・他の国産品価格の低下 → 租税支払い基金（能力）の低下？
		（租税論の論理の逆ならば）貨幣地代増加+（銀（貨幣）価値の上昇により） <u>実質地代増加</u> ？
		利潤額減少+実質利潤不変、利潤率不変？

② 連動説の論理

穀物の自由輸入→穀物の貨幣価格の低下→（製造品の原料となる）他の原生産物価格および労働の価格の低下
→製造品価格の低下【=銀（貨幣）価値の上昇】→輸出促進。また、連動説に基づく穀物輸出奨励金論にし
たがう限り、穀物の自由輸入→穀物の貨幣価格の低下→原料・労働・他の国産（製造）品価格の低下【=銀
（貨幣）価値の上昇】→貨幣地代減少+（貨幣価値の上昇により）実質地代不変

また、（スミス自身は明確に述べていないが）連動説から推論すると、穀物の自由輸入は（結局は銀（貨幣）価値の
上昇に帰着するから）利潤額は減少するが利潤率を不変に保つのか？

↓

穀物の自由輸入	{	穀物・労働・他の国産品価格の低下 → 租税支払い基金（能力）の低下？
		<u>貨幣地代減少+実質地代不変</u>
		利潤額減少+実質利潤不変、利潤率不変？

↓

①②より、(a) 穀物の自由輸入が租税支払い基金（能力）の低下を招くならば、たとえ製造品輸出の促進と
いう利点があるとしても、（少なくとも財政の観点からは）穀物の自由貿易には消極的であるべきなのか、(b) 穀
物の自由輸入は地代にどのような影響を与えるのかが不明確ではないか、(c) 穀物の自由輸入が利潤率を
不変に保つならば、穀物法撤廃は資本蓄積を特に促進するわけではないのか、という問題が生じる。

租税論の論理と連動説の論理の併存→新たな枠組みで(a)~(c)を整合的に説明する理論→リカードウ

- ↓
- ・穀物価格の変動要因としての≪貨幣価値の変化≫と≪生産費の変化≫の区別
 - ・この区別に基づき、穀物価格変化の地代・利潤（率）・外国貿易・租税支払い能力への効果を示す理論

5. スミスからリカードウへ

(1) 穀物輸出奨励金の真の効果＝「穀物の真の価値」の騰貴ではなく、「銀の真の価値」の低下

「奨励金の真の効果は、穀物の真実価値を高めるよりもむしろ、銀の真実価値を低下させること、あるいは、同量の銀でヨリ少量の穀物としか交換できないだけでなく、穀物の貨幣価格は他のすべての国産諸商品の貨幣価格を規制するから、ヨリ少量の他のすべての国産諸商品としか交換できなくさせることである。」(Smith [1776]1976, p.509 / 訳 II, 209-210 頁)

↓

一定量の穀物が維持・購買・支配しうる労働の量＝《穀物の真の価格》の尺度→《穀物の貨幣価格》は労働の貨幣価格を規制する（連動説）から、奨励金は《穀物の真の価格》を不変に保つ

他方、奨励金による《穀物の貨幣価格》の騰貴は、労働と他の国産諸商品の貨幣価格も騰貴させる（連動説）→貨幣（銀）の真の価値【一定量の銀と交換される「穀物」の量、そして連動説より一定量の銀と交換に獲得できる「他の国産諸商品」の量】の低下を意味する

↓

支配労働量＝穀物の真の価値の尺度＋連動説⇒穀物の貨幣価格の騰落と貨幣価値の落騰との同一視
これに伴い、生産の難易つまり穀物側の原因による穀物の貨幣価格の変動可能性は後景に退く

↓

穀物の貨幣価格の変化は《穀物の真の価値》の変化ではなく《銀（貨幣）の真の価値》の変化から起こる（スミス）←この認識によりスミスは《生産の難易による穀物価格の変化》として論ずべき問題を《貨幣価値の変動による穀物価格の変化》の問題として論じることになる（リカードウ）⇒租税支払能力問題へ

② スミスにおける連動説成立の前提：銀（貨幣）＝外国商品

- ・銀が《外国》で産出されるケース

国内の穀物価格の騰貴→国内賃金の騰貴→銀以外の国産品価格の騰貴→国産品の一定量は以前よりも多くの銀（貨幣）と交換される→銀（貨幣）価値の下落、国産諸商品の貨幣価格の騰貴 = 連動説

- ・銀が《国内》で産出されるケース（各商品生産部門の資本構成一定）

国内の穀物価格の騰貴→国内賃金の騰貴→（他の国産品と同じく）銀の価格も騰貴→国産品の一定量は以前と同量の銀（貨幣）と交換される→銀（貨幣）価値不変、国産諸商品の貨幣価格不変 ≠ 連動説

↓

リカードウ『原理』第6章までの基本想定：金（貨幣）＝賃金の変動する国の生産物（国産品）

↓

ただし『原理』第5章と第6章の末尾では、金（貨幣）が《国内》（『原理』第6章までの通常の仮定）と《外国》（『原理』第5・6章の末尾（Ricardo, I, pp. 104-5, pp. 126-7））のどちらで生産されようが、つまり後者の場合（スミス自身の設定）に連動説的な事態が生じたとしても、賃金の上昇は利潤を下落させることが示されている【引用文①】。また、『原理』第7章以降では（スミスの設定に基づいて）しばしば金（貨幣）＝貿易により獲得される《外国商品》とされ、その場合であっても、穀物価格の騰貴は（一時的を除き）永続的には外国貿易に不利に作用しないことが示される。

③ リカードウの外国貿易論との関連

- ① スミスの見解

特定国での銀（貨幣）価値の低下（＝ある国の諸商品の貨幣価格騰貴）→外国品価格に比べて国産品価格が割高になる→外国市場・国内市場の双方で外国産業よりも自国産業が不利になる

↓

「ある特定の国の特殊な状況が政治的な諸制度のいずれかの結果のためにその国でのみ起こる銀の価値の低下」の具体例 ⇒ 《金銀の輸出に課税するスペイン》と《金銀の輸出を禁止するポルトガル》

↓

金銀に対する課税・輸出禁止→さもなければ他国へ流出していたはずの金銀を国内にとどめる→自国の貨幣価値の低下（＝国産品価格の騰貴）＋他国の貨幣価値の騰貴（＝外国品価格の下落）→外国市場における自国産業の不利＋国内市場への外国商品の流入

↓

しかも、穀物の真実価格の騰貴ではなく銀（貨幣）価値の下落をもたらす穀物輸出奨励金は、「スペインおよびポルトガルのこのばかげた政策」と同じ効果をもつ（*WN*, pp.513-514/ 訳 II, 216 頁）。

↓

∴ 「イギリス」の製造業は、労働コストと製品価格の上昇により外国貿易面で「オランダ」よりも不利に

② リカードウの見解（*Works*, I, pp.168-172 [原生産物税], pp.213-4 [利潤税], pp.227-9 [賃金税]）

あらゆる国産品価格を騰貴させる租税→（一時的な）輸出の阻害＋価格の引き上げられない輸入商品は依然として輸入され続ける→貨幣の輸出→国内に残った貨幣の価値の騰貴→再び輸出しうる程度への国産品価格の低下→輸出を永続的に阻害しない【この種の「租税は、…ただ 1 ヶ国だけに限られた貨幣価値の変動と同一の影響をもたらす」（*Works*, I, pp.169-70）】

↓

貴金属の流入による以外、穀物とすべての商品価格が著しく引き上げられることはないし、たとえこれらの諸商品価格が騰貴したとしても、（一時的 or 「少数の商品」を除けば）当該国の輸出を阻害しない。

↓

これは、必需品税→賃金の騰貴→製造品価格の上昇→製造品輸出の阻害というスミスの（連動説的な議論）への批判となっている（引用文⑫）。

6. おわりに

★ 暫定的な結論：スミス以後の連動説の系譜とリカードウ

- ① 連動説：穀物法による外国貿易への悪影響の強調→自由貿易の必要性を示す（マカロク）
- ② 連動説：穀物法→納税者の名目所得減＋固定的貨幣租税→租税支払能力↓→保護貿易擁護（マルサス）

↓

- ①への批判：穀物・労働・すべての国産品価格の騰貴は外国貿易を永続的に阻害しない
- ②への批判：貨幣価値騰貴（租税支払能力↓） or 生産費減少（租税支払能力↑）による穀物価格下落の区別

↓

理論的にみると、リカードウにとって賃金の諸価格に対する影響は新しい利潤理論（賃金・利潤相反論）に比べて「二次的」であった（*O'Donnell*）かもしれないが、政策論的にみると、リカードウによる連動説批判は自由貿易の理論的基礎の再構築であったと同時に、対仏戦争後の巨額の国債残高を抱えたイギリスの租税支払能力を高める方策を示すためにも、極めて重要な意味をもっていた（報告者）。

参考文献

- 池上惇, 1999. 『財政思想史』 有斐閣。
- 稲村勲, 2003. 『『国富論』 体系再考——商業社会の政治経済学体系——』 御茶の水書房。
- 岸昌三, 1991. 「スミスの租税帰着論」『追手門経済論集』 26(3), 65-74 頁。
- 佐藤滋正, 2006. 『リカードウ価格論の研究』 八千代出版。
- 中谷武雄, 1996. 『スミス経済学の家と財政』 ナカニシヤ出版。
- 新村聡, 1994. 『経済学の成立——アダム・スミスと近代自然法学』 御茶の水書房。
- 西村正幸, 1981. 『アダム・スミスの財政論講義——自由主義と財政』 嵯峨野書院。
- 納富一郎, 1979. 「アダム・スミスの租税論」『経済論究』 (九州大学) 44, 33-67 頁。
- 野沢敏治, 1983. 『法経研究』 (千葉大学) 14, 1-60 頁。
- 羽鳥卓也, 1991. 「アダム・スミスと輸出奨励金」『三田学会雑誌』 83(4), 1-21 頁。
- 羽鳥卓也, 2002. 「A. スミス課税論の若干の局面」『経済系』 (関東学院大学) 213, 108-129 頁。
- 益永淳, 2008. 「マルサスにおける一国の租税支払い能力——穀物法論争の一側面——」『マルサス学会年報』 17, 1-30 頁。
- 益永淳, 2011. 「リカードウ『原理』 最終章の検討——第 3 版改訂の契機と意義——」、音無通宏編著『功利主義と政策思想の展開』 中央大学出版部、第 2 部第 8 章所収。
- 渡辺邦博, 1983. 「『国富論』 第一編第十一章第三節「銀の価値の変動に関する余論」について——銀価値変動論と重商主義批判」『経済学雑誌』 (大阪市立大学) 83(6), 64-79 頁。
- 渡辺恵一, 1988. 「穀物法論争とスミス地代論」『京都学園大学論集』 16(4), 43-84 頁。
- 渡辺恵一, 2001. 「アダム・スミスと租税の政治学」『京都学園大学経済学部論集』 10(3), 55-88 頁。
- 渡辺恵一, 2002. 「スミス租税論の端緒——スコティッシュ・コネクション——」『京都学園大学経済学部論集』 11(3), 17-46 頁。
- 渡辺恵一, 2007. 「スミス租税論再考——地租と内国消費税を中心にして——」『札幌学院商経論集』 24(2), 1-18 頁。
- Dobb, M. 1973. *Theories of Value and Distribution since Adam Smith: Ideology and Economic Theory*, Cambridge: Cambridge University Press. 岸本重陳訳『価値と分配の理論』 新評論、1976 年。
- Hollander, S. 1973. *The Economics of Adam Smith*, Toronto and Buffalo: University of Toronto Press. 小林昇監訳『アダム・スミスの経済学』 東洋経済新報社、1976 年。
- Masunaga, A. 2009. “Does the Free Importation of Corn Increase the Taxable Capacity of a Nation? : A Comparative Study of Malthus and Ricardo” , *The Journal of Economics* (『経済学論纂』 (中央大学)), 49(5・6), pp.113-135.
- Masunaga, A. 2010. “The Nation’s Taxable Capacity in Classical Economics: A Study of McCulloch’s Proposal for Reduction of Interest on National Debt” , *The Annual Bulletin of The Malthus Society* (『マルサス学会年報』), 19, pp.61-87.
- O’ Brien, D. P. 2004. *The Classical Economists Revised*, Princeton and Oxford: Princeton University Press.
- O’Donnell, R. 1990. *Adam Smith’s Theory of Value and Distribution: A Reappraisal*, London: Macmillan.
- Peach, T. 2008. “A Note of Dissent on the ‘index number’ interpretation of Adam Smith’s ‘real measure’” , *Cambridge Journal of Economics*, 32, pp.821-826.
- Ricardo, D. 1951-73, *The Works and Correspondence of David Ricardo*, P. Sraffa and M. Dobb (eds.), 11 vols, Cambridge: Cambridge University Press. 堀経夫他訳『リカードウ全集』 (全 11 巻) 雄松堂、1969-99 年。
- Shoup, C. S., 1960. *Ricardo on Taxation*, New York: Columbia University Press.

- Sinha, A. 2010. *Theories of Value from Adam Smith to Piero Sraffa*, London: Routledge.
- Smith, A. [1776] 1976. *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, R. H. Cambell, A. S. Skinner, and W. B. Todd (eds.), 2vols, Oxford: Clarendon Press. 大河内一男監訳『国富論』（I-III巻）中央公論社、1978年。
- Tullio, G. [1989] 1994. “Smith and Ricardo on the Long-Run Effects of the Growth of Government Expenditure, Taxation, and Debt: Is Their Theory Relevant Today ?” , in J. C. Wood (ed.), *David Ricardo Critical Assessments — Second Series*, Vol. VII, London and New York: Routledge, pp. 327-340.